

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

## 統括センター及び営業統括センター発足に伴う、労使間の取扱いに関する 協約第 63 条第 4 項組合掲示板及び情報綴りの設置に関する申し入れ

2022年2月22日、会社より「統括センター及び営業統括センター発足に伴う、労使間の取扱いに関する協約第 63 条第 4 項組合掲示板及び情報つづりの設置について」の考え方として、これまでの職場箇所ごとの組合員数のカウントから統括センターを 1 つの事業場として考えることにし、組合員数のカウントも統括センターでカウントする。組合掲示板、情報綴りの設置における考え方は労使間の取扱いに関する協約（以下、協約）の内容を変えるものではない。よって、掲示板、情報綴りの設置枚数の考え方は変わらない。これまで組合員が 2 名以上の際には、勤務箇所ごとで組合掲示板、情報綴りを設置してきたものを統括センターで設置することになる。あくまでも協約の内容を変えるものではなく、統括センター発足における解釈を文面化したと説明を受けました。また、組合活動を制限するものではなく、協約に則り判断するものであるが、駅区所等で在籍していない場合でも情報綴りが設置することが可能になるものである。と説明の補足もありました。

しかし、統括センター及び営業統括センターを 1 つの事業場とした場合には、これまで駅区所等において組合員が 10 名以上在籍していれば、それぞれの箇所に組合掲示板を設置できるとされていたものが今後は不可能となるものであり、組合活動としての宣伝・報道・告知が制約され、現協約の締結条件が後退するものであると認識しています。改めて現協約を下回る内容を承諾することは出来ず、正当な組合活動の保障を求めます。

他方、労働組合活動への支配介入や脱退強要の不当労働行為は後を絶たず、職場における正当な組合活動の自由が奪われ、不利益扱いが横行しています。輸送サービス労組は、このような状況を決して容認することはできません。協約に定める基本原則の目的を達成するために、自由闊達かつ切磋琢磨できる存在として互いがあり続ける労使対等の原則を求めるものです。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

### 記

1. 設備部門において実施してきた組合掲示板の設置基準を撤廃した経緯と根拠を明らかにし、従前の設置基準に戻すこと。

2. 労使間の取扱いに関する協約（令和3年10月1日締結）を遵守し、組合員の正当な組合活動への不利益扱いを行わないこと。
3. 労使間の取扱いに関する協約を巡る問題が発生した場合には、速やかに労使議論を実施すること。

以 上